

今後の化学物質管理のあり方についてのメモ

2006.12.26 関東学院大学 織 朱實

1. 化学物質管理マスタープランの作成

- ・化学物質のライフステージ全体を俯瞰した長期的化学物質管理マスタープランの作成。
たとえば、2020年を目標年度として関連省庁が目指すひとつのゴール、その下での各省庁ごとのアクションプラン。
- ・サプライチェーン全体川上、川中だけではなく、川下までの情報伝達、化学物質管理のあり方を考慮した政策（廃棄物処理業者、静脈産業もステークホルダーとして取り込む！）
- ・中小企業をどのようにサポートするかを考慮したマスタープラン
- ・化学物質管理の基礎データとなるリスクデータの整備、誰にでも使える分かりやすい情報！データと政策の有機的連動が見えるマスタープラン
- ・長期的なゴールに向かって、個別の化学物質あるいは製品ごとの自主的取組、規制的手法、経済的手法と柔軟に政策手法を組み合わせる。

2. 市民参加の制度的枠組みづくり

- ・市民参加・リスクコミュニケーションの確立は抽象的に議論するのではなく、段階を分けて、場面ごとに必要な市民参加・リスクコミュニケーションのあり方を検討する
Ex 制度的にかっちり市民参加を規定する必要がある場面 政策の意思決定（たとえば、物質選定における意見提出の制度的確立、そしてそれを実行有らしめる市民が意見提出するための支援制度の確立（リスクコミュニケーション）、政策評価における市民参加
Ex 自主的取組、柔軟な政策を担保するのは市民の監視・評価・市民の意見をどれだけ吸い上げているか これを実施するためには、企業によるCSRの一環としてのリスクコミュニケーション確立、マルチステークホルダーダイアログの充実が必要

3. 国際社会に向けてのジャパンモデルの提示

- ・わが国の化学物質管理の取組の経験を海外に！日本の政策、各種法律・ガイドライン・データベースなど政策ツールと、個別企業の取組を分かりやすいかたちで整理して、「ジャパンモデル」として世界に発信（日本の取組、ガイドライン等の英語情報が少ない。また海外政策担当者と日本企業や研究機関のコミュニケーションの場が少ない）
- ・アジア地域における連携の強化のために、ハード面での支援ではなく、ソフト面の支援のあり方の検討（日本の経験の伝授、熟練プラント管理者による訓練等）
- ・日系企業向けに、東南アジア各国の化学物質関連法令の比較データベースの整備、関係者の国政的マルチステークホルダーダイアログの設定

以上 (2006.12.26)

化学物質管理のあり方に関する意見

2006年12月26日

中地 重晴

中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会において、本日より、日本におけるこれからの化学物質管理政策を議論するにあたり、市民セクターの代表として以下の意見を提案します。

1. 本委員会の構成についての意見

化学物質管理政策を議論するためには、利害関係者の参加が必要不可欠であり、環境政策決定に市民の参加の必要性は、環境と開発に関するリオ宣言の第10原則にも明記されています。本小委員会の委員構成をみると、市民、労働者代表の参加が少ないといわざるを得ません。少なくとも産業界からの委員数と同数の市民、労働者代表の委員を参加させるべきだと考えます。

2. 化学物質管理のあり方の基本的方向性に関する提案

現行の管理制度は、原則的には用途別・省庁別となっていますが、昨年来問題になったアスベストの管理使用が示しているように、縦割りの管理だけでは、どうしても施策の間隙が生じたり、情報や認識のギャップが生じることは避けられません。そもそも環境には省庁のような境界はないことを考えると、中枢的役割を担う組織を整備して、総合的な管理システムを確立することが不可欠です。

従って、「化学物質安全庁」（仮称）を新たに設置するか、内閣府に「化学物質安全委員会」（仮称）を設置するとともに、「化学物質安全基本法」（仮称）を制定して、総合的な管理システムを確立することを提案します。

そのために、ライフサイクル管理システムの構築や、現在の化審法を改正した既存化学物質を含む事前審査制度の確立、化学物質の製造、使用に関する予防原則及び代替原則の確立、市民参加の保障を求めます。

3. 化学物質に関する情報収集、伝達のあり方についての提案

化学物質管理のためには、情報の活用が重要です。収集すべき情報は、国際的な調和の観点からGHSやOECDガイドラインに準拠したものとすべきです。対象試験の範囲は、一律ではなく、生産量や用途に応じて異なることとします。川上メーカーと川下メーカーが分担し、収集した毒性データのほか、生産量や用途に関しても国に届出る制度を確立すべきです。

届出データのチェック・評価は国の第三者機関が行うべきであり、前述の「化学物質安全庁」又は「化学物質安全委員会」の中に、評価システムを設けるのが望ましいと考えます。また、届出データについては、原則公開とすべきです。特に、SAIC

Mの包括的方針戦略 のBの第15項(c)にあるように、人の健康・安全と環境に係る化学物質情報については機密情報とみなすべきではありません。

4．GHSの本格導入に関する提案

国連のGHSに関する勧告の趣旨は、「全ての化学物質及び混合物を対象として、危険有害性（ハザード）に基づき分類し、表示すること」にあります。日本では、本年12月1日からGHS制度が導入されましたが、労働安全衛生の分野だけにとどまっています。法令が適用される物質数も制限されています。国連勧告の趣旨に則り、労働安全衛生の分野だけでなく、環境・消費者分野も統合した総括的なGHS制度を確立し、広く表示及びMSDSの交付を義務づける必要があります。したがって、すべての化学物質を対象とした一元的な「化学物質表示法」（仮称、略称GHS法）を制定することを提案します。

当面の対処として、現行の労働安全衛生法、化管法、毒劇法で制度化されているMSDS文書の作成に関し、GHSの危険性有害性区分に対応したMSDS文書に作成しなおすことと絵表示を早急に義務づけること及び、早急に家庭用品規制法等の関係法令を見直し、消費者保護の観点から、消費者製品への危険有害性分類と絵表示を義務づけることを提案します。

5．化学物質管理手法に関する提案

化学物質管理にあたっては、上市前の事前審査制度を整備することが重要です。上市後の管理については、総合的管理システムの下で、領域別・用途別に規制を実施する必要があります。管理手法は、規制的手法、枠組み規制手法、経済的手法、情報的手法、自主管理手法を適切に組み合わせて、効果的な管理を行う必要があります。管理システムの整備にあたっては、子どもなどのハイリスクグループや生態系に配慮することにも留意する必要があります。

6．リスク評価・リスク管理のあり方に関する提案

化学物質管理にリスク・アプローチを採用する際、事業者のリスク評価の実施義務付けと国の第三者機関による評価、予防原則の適用、高懸念リスクに着目したリスク評価の実施、複合曝露、複合影響を勘案した評価・管理体制の構築、市民参加の保障などに留意する必要があります。

7．新たな被害に関する救済制度についての提案

近年、シックハウス・シックスクール症候群や化学物質過敏症など、従来の公害被害とは異なる新たな化学物質被害が発生し、増加傾向にあります。これらの被害については、未だその発症メカニズムや原因物質、治療方法についての知見が著しく不足しており、被害者の救済にはまったく手がつけられていません。極めて不十分な状況

にあります。そこで、このような新たな被害に対する知見を確立するための調査・研究を積極的に推進することに加え、救済制度を整備することを提案します。

8．新たな課題への対処

ナノ技術や遺伝子組換え技術などの新技術についても、それらを利用した製品等が市場に出る前に、技術の安全性や社会経済的合理性について総合的な評価制度を市民参加の保障の下に確立する必要があります。

ナノ技術はあらゆる産業分野に革命を起こす新たな技術として期待されており、日本を含む世界各国はナノ技術の開発にしのぎを削っています。ナノ技術の発展を図ろうとするなら、ナノ技術が人の健康と環境に及ぼすリスクを適確に評価するとともに、その安全性を確保する必要があります。安全性が確保されるまで、ナノ製品の製造、使用等を一時中止すべきです。